

経済産業省の取組について

平成27年3月19日
経済産業省 商務流通保安グループ
中心市街地活性化室

1. 中心市街地の魅力向上

～コンパクトシティの要となり、地域の核となる中心市街地の活性化を支援～

① インパクト・波及効果の高い事業への投資促進(集中投資)

- 地元の強いコミットメントがあり、地域の内外から人を惹きつけ、波及効果が高い民間プロジェクトを重点的に支援(このため2014年の通常国会で中心市街地活性化法を改正)。

② 複合的な機能の充実(文化・医療・介護施設等)

- 商業のみならず、文化・教育・医療・介護・居住といった機能を有する施設の複合的な整備により中心市街地の魅力向上を図る。

③ 人づくり・知恵づくり・地元のコンセンサスづくり(人材育成、専門家派遣)

- まちづくりのノウハウを有する人材を育成。
- 各地で経験を積んだ専門人材を中心市街地に派遣し、まちづくりのアイデアを生み出すとともに、地域のコンセンサス形成を推進。

④ 中心市街地だけではなく、都市全体の活性化へ

- 中心市街地の活性化には、都市全体の活力の維持・向上が必要であり、周辺地域の居住人口や交通インフラの維持・充実が不可欠。

2. 「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律」の概要

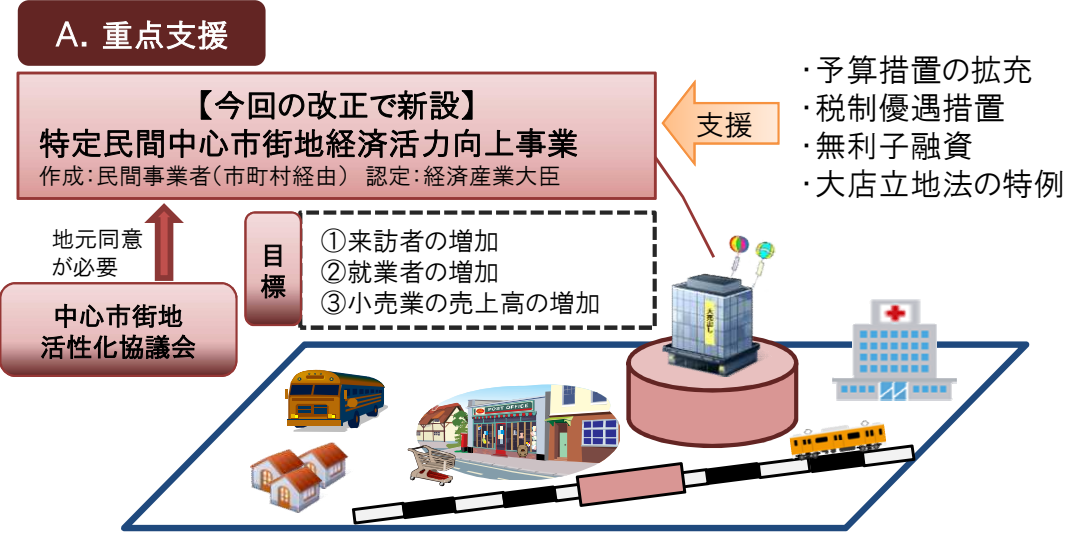
1. 背景

- (1) 少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めが掛からない状況。
- (2) このような状況の中、「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、国土交通省とも連携を図りつつ、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図ることが有効。

2. 改正法の概要

- (1) 中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指して行う事業を認定し、重点支援することで民間投資を喚起する制度を新たに創設。
- (2) 中心市街地の活性化を進めるため、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業を認定する制度、オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例、それぞれの中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度等を創設。

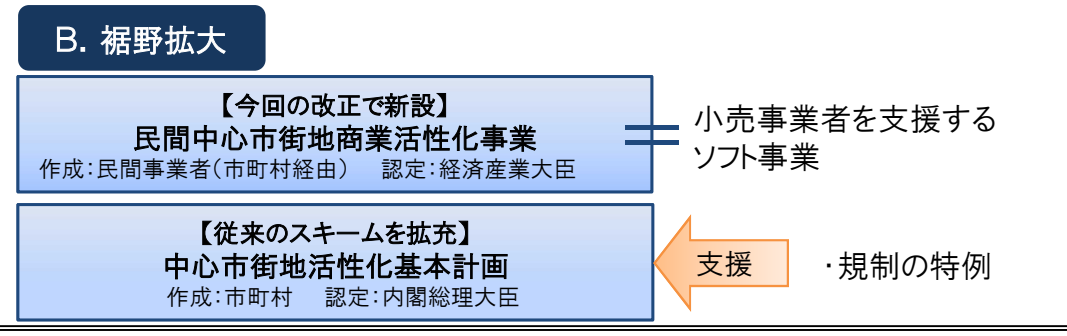
3. 措置事項の概要



A. 重点支援(民間投資を喚起する新たな制度の創設)

(1) 中心市街地における経済活力の向上を図るため、中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い民間プロジェクトを認定する制度を新たに創設。

(2) 当該認定事業計画に対する特例措置として、①予算措置の拡充、②税制優遇措置(建物等の取得に対する割増償却制度等)の創設、③中小企業基盤整備機構による市町村を通じた無利子融資、④地元が望む大規模小売店舗の立地手続きの簡素化等の措置を講ずる。



B. 裾野拡大(中心市街地活性化を図る新たな措置)

※中心市街地活性化基本計画の認定要件を緩和する。(基本方針の改定)

(1) 小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を図るソフト事業(イベント・研修を行う事業)を認定する制度を新たに創設し、資金調達を円滑化する等の支援を行う。

(2) 道路占用の許可の特例措置、中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度といった規制の特例等の措置を講ずる。(国交省と連携)

3. 都市全体の活力維持・向上に向けた施策の連携

- 中心市街地の活性化には、都市全体の活力の維持・向上が必要であり、周辺地域の居住人口や都市を繋ぐ交通インフラの維持・充実が不可欠であることから、2014年の通常国会において、関連3法を同時に改正するとともに、それぞれの法律における計画の相互の適合・調和を図ることを規定。

都市の再生

都市再生特別措置法を改正

- 民間投資やそれへの支援を効果的にするための土俵づくり
(多極ネットワーク型コンパクトシティ化)
- 都市全体の観点から見た**生活機能**や**居住機能**等の立地施策

連携

中心市街地活性化施策の強化

中心市街地活性化法を改正

- 民間投資の喚起による**地域経済活力**の向上
- 市町村の裾野拡大
- 周辺地域に波及効果がある中心市街地の民間プロジェクトの重点支援 等

地域公共交通の充実

地域公共交通活性化・再生法を改正

- 交通政策基本法を踏まえた**地域公共交通**の目指すべき方向性の明確化
- まちづくり等の地域戦略と一体となった総合的な地域公共交通のネットワークの形成
- 地域公共交通ネットワークの再編の実効性を確保する仕組みづくり

4. 平成26年度補正予算及び平成27年度予算案について

1. 中心市街地の魅力向上

○コンパクトシティの形成促進のため、民間投資を喚起し中心市街地内外への波及効果の高い中核的な商業施設等の整備等を支援。

20億円(FY26補正) + 9.2億円(FY27当初予算案)

2. まちづくりを担う専門人材の育成

○中心市街地の活性化に向け、地域の核となるキーパーソンの存在が不可欠であるため、まちづくりに関するノウハウを有するタウンマネージャー等の育成に向けた研修を実施する。

1.6億円(FY27当初予算案)

3. 地域コミュニティ・生活基盤の維持（商店街の活力維持）

○地域の商業者・起業を目指す事業者のためのチャレンジショップの整備、空き店舗への店舗誘致等による商店街の活力維持の取組を支援。

○店舗の集約化による商店街のコンパクト化に向けた取組を支援。

23億円(FY27当初予算案)

4. 生活に必要な買物等へのアクセスの確保

○都市・商業機能のコンパクト化にあわせて、その周辺地域などにおける買物等に困難を抱える方々に対し、地元自治体と連携し、地域に不可欠なサービスを複合的に提供する持続可能なモデル事業を支援。

2億円(FY26補正)

(参考1)これまでの取組事例

◆「土地の所有と利用の分離」により、商・医・住の施設を一体的に整備

：高松市(人口42万人/香川県)

- 丸亀町商店街では、まちづくり会社が定期借地権方式を利用した「土地の所有と利用を分離」した再開発を実施することで、まちのコンセプトに合わせた統一感のある街並みと戦略的な街区毎の機能分担を図った店舗集積を実現。
- 商業・医療・住居機能を備えた複合施設を整備するなど、住まい手にとっても快適で魅力ある環境を整備。
- 今後の主な課題は、来訪者が、丸亀町商店街から隣接商店街まで一歩足を延ばして回遊したくなる仕掛けづくり。

【成果の事例（空き店舗率の減少）】

7.5% (H22年) ⇒ 2.4% (H24年)



＜丸亀町商店街＞

◆民間集客施設整備等により来街者を大きく拡大：藤枝市(人口15万人/静岡県)

- 駅周辺での民間資金を活用した商業複合施設や宿泊施設、図書館等の整備、全国規模スポーツ大会の誘致等を通じて来街者増加等を図る取組を推進。
- これらにより、中心市街地での歩行者通行量、宿泊者数が大きく増加。
- 今後の主な課題は、依然空店舗が目立つ駅北地区の回遊性向上、宿泊需要の取り込み、行政サービス、子育て・高齢者支援等のまちなか居住環境の向上。

【成果の事例（歩行者通行量・宿泊客数）】

6,755人／日・41千人／年(H18年) ⇒ 8,738人／日・122千人／年(H23年)



＜南口商業施設BiVi藤枝＞

(参考2)これまでの取組事例

◆統一的なまちづくりのコンセプトにより観光地としての魅力が向上 :長浜市(人口12万人/滋賀県)

- まちづくり会社が複数の伝統的町屋等の土地・建物を一元的に運営し、来場者の需要にこたえる魅力的な街並みを整備。
- 伝統的町家等を体験型宿泊施設や地場産品を扱う店舗、特産品であるガラス製の生活雑貨店等に整備し、黒壁スクエア独自の魅力を高めることで、回遊性を高め、滞在時間の延長を図り、宿泊者数の増加に大きく寄与。
- 中心市街地のにぎわいと活力を維持するためには定住人口が不可欠であることから、地域生活者の確保と定住化対策の推進が今後の課題。

【成果の事例(年間宿泊者数)】

31.9万人(H21年) ⇒ 36.7万人(H25年)



<黒壁の街並み>

◆観光の拠点整備・イベント開催を通じて交流人口を拡大 :大野市(人口3万人/福井県)

- まちなかを挟んだ東西に交流・観光拠点、イベントスペース、駐車場、物産販売施設等を整備し、観光客の利便性と回遊性の向上を図るとともに、越前大野城等地域の歴史文化資源を活用した集客イベントを継続的に実施。
- これらにより、まちなかへの来街者の誘導拡大を伴う形で観光客数が大きく増加。
- 今後、集客施設整備・イベント開催を継続するとともに、これまで進展していない民間投資を活用した商業施設整備等が主な課題。

【成果の事例(中心市街地の観光客数)】

41万人(H19年) ⇒ 53万人(H23年)



<越前大野城築城430年祭>

(参考3)これまでの取組事例

◆地元の製品の販売施設を観光拠点として整備 : 富良野市(人口2万人/北海道)

- 市中心部から移転した病院の跡地に富良野地域への観光客のまちなかへの取り込み拠点(フラノマルシェ)を整備。
- 高いブランドイメージを持つ富良野の食材や加工食品等にこだわった販売機能とフリーマーケット等を行う多目的広場を併せ持つ施設とし、マスメディアへの露出が増えたことにより、中心市街地への来訪者が大きく増加。
- 利便性のある生活都市機能の構築と居住人口の増加が今後の主な課題。



<フラノマルシェ>

【成果の事例 (年間来街者数)】

8.0万人 (H18年) ⇒ 79.5万人 (H25年)